

令和8年1月14日

土木部監理課 入札・契約G
担当 庄田
内線 5023
外線 076-225-1712

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株) アイワーグ 金沢市桜田町2-62

2 指名停止期間

令和8年1月14日 から 令和8年7月13日 まで(6箇月)

3 指名停止事由

令和6年12月に志賀町が発注した「志賀町デイサービスセンター居室環境整備物品購入事業」の指名競争入札に関して、令和7年12月25日、公契約関係競売妨害の罪で上記有資格者の代表取締役が略式起訴された。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第16号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1箇月以上 9箇月以内